

東日本大震災に対処するために必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律案(閣法

第六七号)(衆議院送付)要旨

本法律案は、平成二十三年度において、東日本大震災に対処するために必要な財源を確保するため、財政投融資特別会計からの一般会計への繰入れの特例措置及び外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れの特別措置並びに独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例措置を定めるものであり、その内容は次のとおりである。

一、財政投融資特別会計財政融資資金勘定からの一般会計への繰入れ

財政投融資特別会計財政融資資金勘定から一兆五百八十八億円を一般会計に繰り入れることができる。

二、外国為替資金特別会計からの一般会計への繰入れ

決算上の剰余金の繰入れに加えて、外国為替資金特別会計から二千三百八億五千八百九十六万千円を一般会計に繰り入れることができる。

三、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の国庫納付金の納付の特例

独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構は、特例業務勘定から一兆二千億円を国庫に納付しなければならぬ。

四、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構の国庫納付金の納付の特例
独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構は、高速道路勘定から二千五百億円を国庫に納付しなければならぬ。

五、施行期日等

- 1 この法律は、公布の日から施行する。
- 2 その他所要の規定を整備する。